

平成22年度の介護保険料率

当組合の介護保険料率を、1,000分の16.000から1,000分の12.000とし、平成22年3月1日（平成22年3月保険料、ただし法第20条の規定による被保険者及び法附則第9条の規定による被保険者のについては、平成22年4月分保険料）から実施する。

介護保険料率

（平成21年度）	介護の保険料率
事業主	8.00/1,000
被保険者	8.00/1,000
合 計	16.00/1,000

（平成22年度）	介護の保険料率
事業主	6.00/1,000
被保険者	6.00/1,000
合 計	12.00/1,000

平成22年度 の 健康保 険 料 率

当組合の保険料率を、1,000分の48.450から1,000分の48.560とし、平成22年3月1日（平成22年3月保険料、ただし法第20条の規定による被保険者及び法附則第9条の規定による被保険者のについては、平成22年4月分保険料）から実施する。

一般保険料率 変更前

（平成21年度）	一般の保険料率	調整保険料率	合 計
事業主	24.225/1,000	0.775/1,000	25.000/1,000
被保険者	24.225/1,000	0.775/1,000	25.000/1,000
合 計	48.450/1,000	1.550/1,000	50.000/1,000

変更後

（平成22年度）	一般の保険料率	調整保険料率	合 計
事業主	24.280/1,000	0.720/1,000	25.000/1,000
被保険者	24.280/1,000	0.720/1,000	25.000/1,000
合 計	48.560/1,000	1.440/1,000	50.000/1,000